

『武藏野英語教育研究』(第3号)
(2005年7月)

学習指導要領と英語教員養成

佐々木 隆

武藏野英語教育研究会

学習指導要領と英語教員養成

佐々木 隆

プロローグ

学習指導要領は「各小・中・高等学校において編成する教育課程の『基準』を定めたものである。」⁽¹⁾ 具体的には「教科目やその内容および時間配当など『学校で、何を、いつ、どのような順序で教え、学ぶか』の教育計画を意味する用語」⁽²⁾ である。本稿では学習指導要領が「英語科教育法」の中でどのように反映されるべきかを、大学における英語教員養成の観点から考察するものである。

1 学習指導要領とは

学習指導要領の法的根拠は学校教育法及び学校教育法施行規則にある。学校教育法には学習指導要領と言う表現はないものの、以下のような記述がある。

第二十条 小学校の教科に関する事項は、第十七条及び第十八条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第三十八条 中学校の教科に関する事項は、第三十五条及び第三十六条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第四十三条 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前二条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第七十九条 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

さらに学校教育法施行規則には以下のようにある。

第二十五条

小学校の教育課程については、この節に定めるものほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第五十四条の二

中学校の教育課程については、この章に定めるものほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

第五十七条の二

高等学校の教育課程については、この章に定めるものほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高校学習指導要領によるものとする。

第七十六条

幼稚園の教育課程については、この章に定めるものほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。⁽⁴⁾

さて、学習指導要領の法的根拠については上記の通りであるが、さらに学習指導要領の 1958 年の改訂といった歴史的変遷を辿ることもある程度必要であろうが、最近は「『最低基準』だとして、その規制を緩和するような動き」も出ている。⁽⁵⁾一方、「日本教育法学会では、学習指導要領は教師の参考書・手引きにすぎず、法的拘束力を持たない指導助言文書であるという解釈が通説」⁽⁶⁾としている考え方もある。文部科学省の「新しい学習指導要領に

についてのQ&A」では、この「最低基準」に「少なくとも学習指導要領に示す内容は、すべての児童生徒に対して指導する必要がある」⁽⁷⁾と言う意味的回答をし、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導するかは、「各学校の判断」⁽⁸⁾としている。以後内容を高等学校の英語科を中心に進めることにする。

2 学習指導要領に示された教科・科目について

学校教育法第四十一条にある通り、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すこととする」⁽⁹⁾わけであるから、普通教育に関する教科と専門教育に関する教科が位置付けられている。普通教育に関する教科・科目については、『高等学校学習指導要領』の総則に以下の通りに示されている。⁽¹⁰⁾

教 科	科 目	標準単位数
外国語	オーラル・コミュニケーションⅠ	2
	オーラル・コミュニケーションⅡ	4
	英語Ⅰ	3
	英語Ⅱ	4
	リーディング	4
	ライティング	4

今回（平成11年）の改訂で、外国語が必修科目になったことを受けて、英語を履修する場合には、「オーラル・コミュニケーションⅠ」及び「英語Ⅰ」のうちいずれか一方を履修させることになった。さらにここで注意しておきたいことは、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の中で、

（2）「リーディング」及び「ライティング」は、原則として、

「オーラル・コミュニケーションⅠ」又は「英語Ⅰ」のいずれかを履修した後に履修させること。⁽¹¹⁾

とあることだ。もちろん、それぞれの科目の「Ⅰ」の後に「Ⅱ」を履修させることは、段階を追つてのことと考えれば規定の有無にかかわらず当然のことである。オーラル・コミュニケーションⅠの目標は

日常生活の身近な話題について、英語を聞いたり話したりして、情報や考えなどを理解し、伝える基礎的な能力を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる⁽¹²⁾

である。一方、「英語Ⅰ」の目標は

日常的な話題について、聞いたことや読んだことを理解し、情報や考えなどを英語で話したりして伝える基礎的な能力を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる⁽¹³⁾

とある。ここで共通している点は「聞く」「話す」を中心にしてコミュニケーション能力を育てることである。学習指導要領の改訂では、これまで「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4領域における言語活動を独立して示していたことを改め、「コミュニケーション活動」としているが、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」を見れば、「聞くこと」「話すこと」への指導が以前よりも重視されていることがわかる。

専門教育に関する教科・科目は以下の通りである。⁽¹⁴⁾

教 科	科 目
外国語	総合英語 英語理解 英語表現 異文化理解
	生活英語 時事英語 コンピュータ・L L 演習

上記の科目について「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取り扱い」の中では次ぎのように示されている。

- (1) 「総合英語」及び「異文化理解」については、原則として、すべての生徒に履修させること。
- (2) 「英語理解」、「英語表現」及び「時事英語」については、原則として、「総合英語」を履修した後に履修させること。⁽¹⁵⁾

上記の科目（普通教育及び専門教育）を教員養成の立場から見ると、教育職員免許法施行規則第四条の別表の規定に従って英語科の「教科に関する科目」にこれらの科目の内容を包括的に取り扱うこととなる。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
英語	英語学、英米文学、英語コミュニケーション、異文化理解 ⁽¹⁶⁾

それぞれ 1 単位以上計 20 単位を修得することが規定されている。学習指導要領に示された科目を教授するのに十分な科目を各大学が配置することとなる。学習指導要領の用語を借りれば、「コミュニケーション活動」をどう指導していくかが、教員の要点であると言っても過言ではないだろう。従って、「教科に関する科目」のうち「英語コミュニケーション」の科目区分に比較的多くの科

目が配置される例が多いのである。

3 「教職に関する科目」と学習指導要領

大学の教員養成では、教育職員免許法施行規則の定める科目を履修しなければならない。「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「教職に関する科目」より必要な単位数を取得することになる。

「教職に関する科目」は「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」「教育課程及び指導法に関する科目」「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」「総合演習」「教育実習」に分かれている。これらの区分は教育職員免許法施行規則に定める科目区分であり、必要事項はさらに各区分に求められている。教育職員免許法施行規則第六条の別表の備考には次ぎのようにある。

二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省第十一号）第二十五条に規定する小学校学習要領、同令第五十四条の二に規定する中学校学習指導要領、同令第五十七条の二に規定する高等学校学習指導要領又は同令第七十六条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的内容を含むものでなければならない。⁽¹⁷⁾

『学習指導要領』はおもに「教育課程及び指導法に関する科目」において扱われることとなろう。特に、英語教員養成という立場から考えると「指導法に関する科目」がその中心となる。各教科の指導法の単位修得については、同施行規則第六条の別表の備考に次ぎのように示されている。

四　（省略）中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。⁽¹⁸⁾

高等学校教諭の普通免許状の場合には 2 単位となって来る。教員養成においては、いわゆる「英語科教育法」といった科目が学習指導要領の内容と実際に教員となった時にどう授業を組み立て、どんな授業するのかといった実践的な内容を扱うこととなろう。

「英語科教育法」をキーワードに Yahoo Japan で検索すると、5066 件（2005 年 4 月 5 日現在）がヒットする。この中には大学等における講義要項（シラバス）をはじめ、書籍なども含まれている。検索した講義要項を整理してみると、授業概要の内容はおもに 4 種類に分かれる。

1. 学習指導要領
2. 英語教授法
3. 学習指導案の作成及び模擬授業
4. 日本の英語教育史、英語教育論

「教職に関する科目」には「教育課程及び指導法に関する科目」が科目区分にあり、教育課程全体にかかわるものは、概ねどの大学でも「教育課程総論」といった科目を配置し、この中で学習指導要領が定める教育課程について、さらには学校行事などの取扱いなどについて扱うこととなる。従って各教科の指導に関わる部分は「教科法」で扱われることとなる。各大学の講義要項の概要はおもに 4 種類に分かれるが、「英語科教育法」の科目の位置づけは 3 つのタイプに分類することが出来よう。第 1 は学習指導要領を中心に扱いながら、教授法的な内容に踏み込んでいくもの。第 2 は教授法を中心にし、学習指導案の作成や模擬授業といった

教育実習への事前指導的な内容を強く盛り込んだもの。第3は日本の英語教育史や英語教育論を中心に扱ったものである。学習指導要領はこの英語教育史の中で扱われることとなる。もちろん、

「英語科教育法」がいくつから別れ、それぞれを独立してすべての分野を網羅することが望ましいかもしれない。しかし、現実問題として教員養成をする上で学生が履修する科目数の問題が生じてくる。できるだけ多くの科目を学生に履修させ、十分な知識と教養を身に付けさせて教育実習に臨ませたいというのはどの大学においても同じである。実際には、この英語科教育法も1科目2単位と設定している所が多い現状である。すなわち、この1科目2単位で「指導法に関する科目」の必要単位は充足してしまうのである。もちろんそれ以上に履修させることは各大学の教育課程編成や履修上の指導により可能である。

「教職に関する科目」の中で、免許を取得しようとする科目の学習指導要領を学ぶ機会はそれほど多くないということである。英語科教育法が教育実習の事前指導的なものに終始している例も見受けられた。学習指導要領に触れずに実際の教員として教壇に立つことなどは考えられないことである。特に「コミュニケーション活動」を実践する上で、訳読みに終始するようなことにならないように、様々な教授法やALTの活用やチーム・ティーチングなどを学んでいくおく必要がある。これに加えて、教材、すなわち教科書の問題が加わってくるのである。現実的な問題として教職課程を置く大学では教育実習までに学生に教授法を含め、学習指導案などの作成についての十分な指導をしておきたいと言うのが自明の理である。従って、「英語科教科法」がこうしたことから学習指導要領を中心に扱った内容とすることが難しいことがあげられる。

4 「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」と学習指導要領

「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」（以後「行動計画」と略す）は2003年3月31日に発表された。ここで示された「英語が使える日本人」育成の目標を端的に表現すれば、以下のようにだろう。

今後のグローバル化の進展の中で、「英語が使える日本人」を育成するためには、「『コミュニケーションの手段』としての英語」という観点から、初期の学習段階においては音声によるコミュニケーション能力を重視しながらも、「聞く」「話す」「読む」「書く」の総合的なコミュニケーション能力を身に付けることが重要である。⁽¹⁹⁾

『学習指導要領』の改訂により英語において、コミュニケーションや異文化理解が新たに焦点があたり、「行動計画」によって、英語力にその焦点が集中しているのが現状である。これは、国際理解教育において、第1に「英語コミュニケーション」、第2に「異文化理解」といった捉え方をしているのではないかとの印象を持たざるを得ない。一般的に「英語力」＝「英会話」⇒「英語コミュニケーション」という構図になりがちであるが、もちろん、このように単純なものではない。「国語力」という表現もよく耳にするが、「数学力」「理科力」「体育力」「情報力」といった表現は見当たらない。「計算力」「体力」といったその科目の中の一部分を指し示す表現は日常的にもよく使われている。言語についても共通する考え方かもしれない。つまり言語については、「話す」「聞く」「書く」「読む」の4領域が揃ってはじめて「使える語学力」ということになるからだろう。これは学習指導要領の言う「コミュニケーション活動」ということになろう。この「コミュニケーション活動」

ション活動」と「行動計画」の言う「総合的なコミュニケーション能力」とは同じことである。学習指導要領と「行動計画」の内容が一致するのであれば、この「行動計画」が英語教育の現場や教員養成に影響を及ぼすことはある種当然である。英語の教員が英語力を強化する、あるいは洗練していくことに異論の余地はないからだ。これにより科目区分の「英語コミュニケーション」重視の動きはさらに強まることとなるのだ。さらに「行動計画」では、「英語教員の指導力向上及び指導体制の充実」についても取り上げているのである。こうした内容を受け、2003年9月に文部科学省委託研究「英語教育に関する研究グループ」報告『「英語が使える日本人」の育成のための英語教員研修ガイドブック』(開隆堂出版)（以後、『ガイドブック』と略す）が発表された。この中で「英語指導力の構造」として

- (1) 「教職」として求められる資質能力
- (2) 英語運用能力
- (3) 英語教授力⁽²⁰⁾

が示されている。さらに、『ガイドブック』によれば「英語教育の動向」について学習指導要領より「外国語の目標」が引用されている。

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。⁽²¹⁾

さらに『ガイドブック』によれば、

「英語コミュニケーションができる能力」を育成するためには、音声面での技能を重視しながら、言語の実際の使用場面などを踏まえ、情報や互いの気持ちや考えを伝え合うようなコミュニケーションをさらに、単に「読む」「聞く」受信にとどまることなく、「話す」「書く」発信技能を重視することが求められていることになる⁽²²⁾

と、総合コミュニケーションの内容をまとめ、英語指導力の方向性を打ち出したのである。

エピローグ

学習指導要領は教科指導においては、教育課程や教科・科目の位置付けなどを知るものであり、基準を示すものである。しかし、学習指導要領は約 10 年毎に改訂されているように、教育内容も時代と共に変貌していくものである。さらに、最近では、学習指導要領とは別に国として取り組むべき英語教育の改善といった「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」も発表された。これにより、児童・生徒への学習内容といった学習指導要領にとどまることなく、むしろ、これを実行する側の教員に対しても指針が示されることになるのだ。英語教育という観点から見ても、

「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」は学習指導要領との内容が一致することから、学習指導要領の求めるものを再確認する必要がある。英語教員養成の立場からすれば、まずは学習指導要領で求められているものを理解すべきである。そして、英語教員に求められる英語力の指針として「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を捉えるべきであろう。「教職に関する科目」のうち「指導法に関する科目」では、学習指導要領が何を求めているのかをしっかりと扱うべきであり、教科を教授する者として教科に関する力を十分に身に付けなければならないだ

ろう。(武藏野学院大学国際コミュニケーション学部教授)

注

- (1) 柴田義松・宮坂秀子・森岡修一編『教職基本用語辞典』(学文社、2004年4月)、p.39.
- (2) Ibid., p.28
- (3) 文部法令研究会監修『文部法令要覧』(ぎょうせい、2004年1月)より。
- (4) 『文部法令要覧』より。
- (5) 『教職基本用語辞典』、p.39.
- (6) 藤原文雄「学習指導要領」(土屋基規・平原春好・三輪定宣・室井修編『最新【学校教育】キーワード事典』旬報社、2001年12月)、p.54.
- (7) 「新しい学習指導要領についてのQ&A」(文部科学省ホームページより。<http://www.mext.go.jp/shuppan/sonota/010801.html>)
- (8) 「新しい学習指導要領についてのQ&A」(文部科学省ホームページより)
- (9) 『文部法令要覧』より。
- (10) 『高等学校学習指導要領(平成11年3月)』(国立印刷局、2004年1月)、p.5.
- (11) Ibid., p.129.
- (12) Ibid., p.119.
- (13) Ibid., p.122.
- (14) Ibid., p.5.
- (15) Ibid., p.383.
- (16) 『文部法令要覧』より。
- (17) 『文部法令要覧』より。

- (18) 『文部法令要覧』より。
- (19) 「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」（文部科学省ホームページより。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/03/030318.htm）、p.1.
- (20) 文部科学省委託研究「英語教育に関する研究グループ」報告『「英語が使える日本人」の育成のための英語教員研修ガイドブック』（開隆堂出版、2003年9月）、pp.3-4
- (21) 『高等学校学習指導要領』、p.119.
- (22) 『「英語が使える日本人」の育成のための英語教員研修ガイドブック』、p.9.

*学校教育法、学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則よりの引用は文部法令研究会監修『文部法令要覧』（ぎょうせい、2004年1月）より引用した。

*「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」発表までの過程については、拙著「大学における教職課程と教員養成における英語教育」（『武蔵野英語教育研究』第1号、武蔵野英語教育研究会、2004年7月）、「教員養成のための英語教育」（『異文化の諸相』第25号、日本英語文化学会、2004年12月）で触れているので参照されたい。

武藏野英語教育研究 第3号

2005年7月20日 発行日
武藏野英語教育研究会 編集・発行

〒350-1321
埼玉県狭山市上広瀬860
武藏野英語教育研究事務局
武藏野学院大学 佐々木隆研究室